令和5年

行方市農業委員会

第6回総会会議録

(令和5年5月25日)

令和5年5月25日 行方市農業委員会第6回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第38号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第39号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第40号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可
	について
議案第41号	現況証明願について
議案第42号	「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」及び「最適化活動の目標
	及び目標に対する点検・評価」について
議案第43号	行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について
議案第44号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定につ
	いて
報告第23号	農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について
報告第24号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第25号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第26号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番	矢	幡	幹	守	2	2番	谷田]]]		栄	3番	近	藤	芳	子
4番	茂	木		孝	5	香香	橋	本		清	6番	平	塚		実
7番	横	瀬	忠	美	8	3番	古	渡	武	文	9番	内	藤	宏	_
10番	本	澤	政	雄	1 1	番	風	間	啓	次	12番	根	本	正	義
13番	小	沼	正	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	1 4	1番	大久	、保	正	_	15番	郡	司	正	彦
16番	椎	名		勇	1 7	7番	髙	塚	利	英	18番	根	﨑	和	枝
19番	清	水		量											

本日の出席推進委員

1番	深	澤	泉	2番	平	Щ		正		3番	内	Щ	市	也
4番	宮	内	正美	5番	箕	輪	澄	子		6番	森	Щ	正	_
7番	石	間	信一	8番	日	下	正	之		9番	吉	田	正	弘
10番	大	原	富士男	11番	横	田	俊	信]	12番	鈴	木	喜	昭
13番	野	原	賢 一	14番	Ш	島	隆	道]	15番	石	田	充	春
16番	関	口	順一											

3 本日の欠席委員 なし本日の欠席推進委員 なし

4 議事内容

事 務 局

(開会宣言) 午後3時00分

(会長挨拶)

事 務 局

それでは、皆様お集まりになられましたので、早速ただいまより令和5年行方市農業委員会第6回総会を開会させていただきます。

総会議事日程第2、会長挨拶、髙塚農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

それでは、総会に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

田植えも済みまして緑がだんだんと濃くなってきております。新型コロナウイルス も今月8日より5類に移行し、日々の生活が元に戻りつつあるようでございます。 総会等においては、まだマスクを着用して行っていきたいと思います。

本日も農業委員さん、最適化推進委員さんの皆様には、お忙しい中、大変ご苦労さまでございます。

さて、16日に県農業会議で会長会議が開催され、冒頭、農業者年金の加入推進で令和4年度の新規加入者が16名、県内1番ということで、行方市農業委員会が表彰されたことをご報告申し上げます。また、今年度も引き続き加入推進のほうをお願いしたいと思います。

会長会議には、そのほか令和5年度の農業会議事業推進についての説明がありました。

総会終了後、令和3年9月開催以来、新型コロナウイルスのため自粛してまいりました懇親会の開催を今回開催することになりましたので、総会の後の懇親会のほう、出席のほうをよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

(経過報告)

事 務 局

それでは、続きまして、日程第3、経過報告。

5月の行事経過報告をご覧になっていただきたいと思います。

5月11日、広報委員会、北浦庁舎におきまして広報委員、事務局出席の下、農委 だよりの発行について協議をいたしました。

5月16日、農業委員会会長、事務局長会議。こちらにつきましては、市町村会館におきまして、農業会議の事業推進等について協議をいたしました。高塚会長、事務局のほうで出席をいたしております。

同じく16日、常設審議委員会でございます。こちらにつきましては、清水委員出 席の下、市町村会館におきまして諮問案件の審査を行いました。

5月19日、令和5年度行方市農作物病害虫防除対策協議会役員会。こちらにつきましては、髙塚会長、椎名代理出席の下、令和5年度総会資料の案について協議を行いました。

5月22日、令和5年度農業再生協議会通常総会。こちらにつきましても髙塚会長、根本農地部会長、小沼農政部会長出席の下、令和4年度事業報告並びに収支決

算報告について、令和5年度事業計画(案)及び令和5年度収支予算(案)について協議を行いました。

5月25日、本日でございます。第6回総会となっております。

(議長の選出)

事務局 | それでは、続きまして日程第4に入ります。

議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により高塚会長に議長と しての議事進行をお願いいたします。

(資格審查報告)

議 長 それでは、ただいまの出席委員数は19名、欠席委員はゼロですので、定数に達しております。

したがって、本日の総会は成立することを報告いたします。

(会期の決定)

議 長 本日の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全員異議なし。

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

(会議録署名人の選出)

議 長 会議録署名人を議長において次のように指名します。

10番本澤政雄委員 11番風間啓次委員。

(書記の選出)

議 長 | 総会書記として事務局の稲田局長補佐、箕輪係長を任命いたします。

(議案の審議)

議長していては、議案の審議に入ります。

(議案第38号)

議 長 議案第38号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を 議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第38号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について下記の とおり許可申請があったので提案する。令和5年5月25日提出、行方市農業委員 会長 髙塚利英。

案件につきましては第1項から第6項までとなっております。

事務局説明につきましては事前に配付しておりますので割愛させていただきます。 なお、第1項から第6項におきまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないた め、許可要件を全て満たしていると考えます。以上です。 議 長 それでは、1項ごとに審議をいたします。

1項の調査員より調査の報告を求めます。

2 番 2番、矢田川です。1項の調査報告をいたします。

調査については、麻生・太田両地区4名で調査してまいりました。

譲受人ですが、市内根小屋在住70代の農業の男性、渡人も同じく根小屋在住60 代の無職の男性です。

申請事由については、規模拡大と経営の安定を図るため。区分は売買による所有権の移転です。

場所は、自宅のすぐ隣になります。

調査の結果、農機具等もそろっており、何ら問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異 議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 | 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、2項の調査員より調査報告を求めます。

1 番 1番、矢幡です。第2項について調査報告いたします。

この調査は、椎名委員さん、推進委員の箕輪さんと森山さんの協力をしていただき ました。

譲受人は、市内行方在住の48歳の農業兼畜産業の男性、譲渡人も市内行方在住8 1歳農業兼畜産業の男性です。2人の関係は、同居の親子です。

申請事由は、親から子への経営の移譲で、区分は贈与による所有権の移転です。

農機具等も整っており、何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様の ご審議をよろしくお願いします。以上です。

議 長 農機具等もそろっており何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。

1 5 番 15番、郡司です。第3項の調査報告をいたします。

この案件については、鈴木推進委員の協力をいただきました。

譲受人の方は、行方市井上に在住し74歳の農業の方です。水稲、露地野菜などを442aほど営農しております。譲渡人は、土浦市在住60歳で無職の方です。

申請事由は農業経営の規模拡大で、区分は売買による所有権の移転になります。

調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願い します。以上です。

議 長|調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異

議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。

3 番 3番、近藤でございます。4項について調査報告いたします。

調査には、本澤・清水両委員、大原・横田両推進委員に協力をしていただきました。

受人は行方市両宿在住の79歳の農業の男性です。水稲6,922平米、ホウレン ソウ2,576平米を耕作しております。渡人は行方市両宿在住の76歳の男性で す。

申請事由は、農業経営の規模拡大と安定を図るためで、区分は売買による所有権移転です。農業従事日数も200日、農機具もそろっております。今回、権利を設定しようとする土地は、自宅から500m、車で5分ほどの距離でございます。

規模拡大したいためとのことであり、何の問題もなく許可相当と調査してまいりま した。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議 長 調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異 議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。

1 1 番 | 1 1番、風間です。 5 項の調査報告をします。

この調査は、根崎・内藤両委員さん、推進委員の関口・石田委員さんと共に調査してまいりました。

譲受人は市内玉造甲地区在住69歳農業兼会社役員の男性の方です。譲渡人は市内 芹沢地区在住69歳無職の男性です。

申請事由は農業経営の規模拡大で、売買による所有権の移転です。

調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。ご審議よろしくお願いしま す。以上です。

議 長 調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異 議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、6項の調査員より調査の報告求めます。

2 番 2番、矢田川です。6項の調査報告をいたします。

調査については、麻生・太田両地区4名と事務局の箕輪係長の5名で調査をしてまいりました。

譲受人は鹿嶋市内の農業を営む法人です。渡人は潮来市在住80代の無職の男性。

申請事由については規模拡大と経営の安定を図るため。区分は売買による所有権の移転です。

調査の結果、農機具等もそろっており、何ら問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、農機具等もそろい何ら問題はないということでした。審議をお願い いたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。

(議案第39号)

議 長 | 議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可についての件 を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について下記 のとおり許可申請があったので提案する。令和5年5月25日提出、行方市農業委員会長 髙塚利英。

案件につきましては、第1項のみとなっております。事務局説明につきましては事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。

議 長 | それでは、1項の調査員より調査の報告を求めます。

2 番 2番、矢田川です。1項についてご報告いたします。

調査については、麻生・太田両地区4名で調査してまいりました。

申請人は市内石神在住、土建業を営む70代の男性です。

申請事由は、資材置場兼駐車場に使用するため。

この土地は、令和2年から転用許可を得て資材置場として使用しており、本年の4月に農振除外の申請が出されております。

調査の結果、3年間の土地の使用状況、事業の継続性を踏まえ、恒久転用は妥当で あると調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上で す。

議 長 調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

(議案第40号)

議 長 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴 う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴 う転用許可について下記のとおり許可申請があったので提案する。令和5年5月2 5日提出、行方市農業委員会長 髙塚利英。

案件につきましては、第1項から第12項までとなっております。事務局説明につきましては事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。

議 長 それでは、1項ごとに審議をいたします。

1項の調査員より調査の報告を求めます。

1 番 1番、矢幡です。第1項について調査報告いたします。

この調査は、椎名委員さん、推進委員の箕輪さんと森山さんに協力をしていただきました。

受人は市内於下に所在する山砂採取販売等を行う建材業の法人で、渡人は名義人の 相続人小高在住の男性ほか2名です。

砂利採取のため畑を一時転用し、許可の日から3年間の使用貸借の貸借権の設定です。

場所は、小高のお寺常光院の南西500mほどのところに所在します。近隣住民の砂利持ち出し車両の通行同意者や隣接地への土砂の流出等の防止措置の実施、工事終了後は整地して畑部分に腐葉土を敷き詰めるとの計画です。

問題なく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異 議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。

1 3 番 13番、小沼です。2項の調査報告をします。

この調査には、麻生、太田4人で調査をしてまいりました。

この案件は、2月に農振除外したものです。

譲受人は行方市麻生建設リースの法人で、代表は男性の方です。譲渡人は行方市麻 生会社役員73歳の男性の方です。

申請事由は土木建築の資材置場とのことです。区分は賃貸借権です。

機械車両等の増車により建材の置場が手狭になった状況なので、場所は石神ラーメン蔵太鼓斜め付近になります。

事業計画書、残高証明書、見積書、隣接地所有者の同意書も添付されており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願いします。

議 長 調査の結果は、必要書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願い いたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。

議 長次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。

5 番 5番、橋本です。第3項について報告します。

なお、この案件については、平塚委員、宮内・内山推進委員の協力の下、調査して まいりました。

譲受人は市内青沼在住の20歳代の公務員の男性です。譲渡人は市内青沼在住の70歳代の女性です。2人に関係は親族です。

申請事由は、自己住宅の建築です。区分は贈与による所有権の移転です。

関係書類も整っており、許可相当が妥当と思われます。委員の皆様のご審議のほど をよろしくお願いします。以上です。

議 長 調査の結果は、関係書類も整っており許可相当ということでした。審議をお願いい たします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。

9 番 9番、内藤です。第4項の調査報告をいたします。

この案件につきましては風間、根崎両委員、関口、石田両推進委員と調査してまいりました。

譲受人の方は、埼玉県に在住する会社法人代表取締役の男性です。譲渡人の方は、 東京に在住する73歳の男性です。

申請事由については資材置場。区分については売買での所有権移転です。

譲受人は、埼玉県三郷市でコンクリート工業を営んでおり、茨城県内でも事業を拡大したいということでございます。譲渡人は、東京に在住しておりまして、羽生に住んでいる両親からは空き家になっておりました。ただ、これを機会に宅地込みで地目・田んぼの売買を考えているようです。

現場は国道355号線玉造郵便局より300mのところです。

必要書類も整っており、その結果は許可相当と調査してまいりました。皆様からの ご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、必要書類も整っており許可相当ということでした。審議をお願いい たします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、4項は原案のとおり可決といたします。

議 長 次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。

1 9 番 19番、清水です。5項の調査報告をします。

この案件の調査には、本澤・近藤両委員さん、大原・横田両推進委員さんと行ってまいりました。

借受人は市内三和に在住する39歳の方です。貸人は市内三和に在住する79歳の 方であります。

申請事由ですが、自宅でシメジの栽培・出荷をしておりますが、宅内が狭く大変苦渋しております。申請地を転用目的に賃貸借権の設定をして、大型車の駐車場及び

資材置場としたいとこういうものであります。

場所は、帆津倉集落センターから東側200mほどのところであります。

事業計画書等も整っており、許可相当というふうに調査をしてまいりました。皆様 方のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議 長 調査の結果は、必要書類も整っており許可相当ということでした。審議をお願いい たします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、6項、7項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査 の報告を求めます。

1 6 番 16番、椎名です。第6項、7項、関連がありますので、一括して調査報告をします。

調査には、矢幡委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。

まず、6項。受人は埼玉県の法人です。渡人は行方市橋門在住75歳の男性です。 申請事由は郵便局用建物の建て替えです。区分は賃貸借権です。行方郵便局が老朽 化また耐震性能不足により、移転を早急に行う必要があるとのことでした。 関係書類も添付してあります。

次に、7項。受人は6項と同じ埼玉県の法人です。渡人は行方市橋門在住の男性です。

申請事由は案内看板の設置です。区分は賃貸借権です。行方郵便局の耐震性能不足 及び老朽化のための建て替えにより、案内看板が必要なためだそうです。理由は、 行方郵便局の移転により、近隣住民から郵便局の案内看板の設置を求められたそう です。

6項、7項とも関係書類も添付してあり、許可相当と調査してまいりました。皆様 のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、必要書類も添付されており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、6項、7項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。

6 番 6番、平塚です。第8項の調査報告をいたします。

この調査には、橋本委員、宮内・内山推進委員のご協力をいただきました。

譲受人は市内四鹿在住50代の会社員です。譲渡人は受人と同居の70代の農家です。

当該土地は、四鹿集落センター奥200mほどの畑です。面積は446平米です。 申請事由は自己用住宅のための使用貸借権です。転用事由は、現在、実家で同居していますが、世帯を分離し自分の家を持ちたいとのことで、所有者である親も高齢 となり規模縮小したいためここに決定したようです。

親の所有する畑を分筆し、残りの畑が当該土地を囲う形となっているため、周辺農地への影響はなく、必要書類も添付され、許可相当と調査してまいりました。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 調査の結果は、必要書類も添付され許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、9項の調査員より調査の報告を求めます。

7 番 7番、横瀬です。第9項の調査報告をします。

この案件につきましては、茂木委員、石間推進委員と共に調査をしてまいりました。

受人は鹿嶋市に会社を持つ代表で、渡人は埼玉県越谷に住む74歳の女性です。

申請事由については記載のとおり転用し太陽光発電事業を行いたいということです。区分は売買による所有権の移転です。

場所は先月と同じノースショアゴルフ場の東側です。

必要書類等も添付されており、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 調査の結果は、必要書類も添付されており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、9項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、10項の調査員より調査の報告を求めます。

1 1 番 11番、風間です。10項の調査報告をします。

この調査は、根崎・内藤両委員さん、推進委員の関口・石田両委員さんと共に調査してまいりました。

譲受人は市内芹沢地区在住56歳の女性です。譲渡人は水戸市在住78歳会社員の 男性です。

申請理由は自己用住宅建築するための申請です。以前住んでいた住居が防衛庁関連 の事業により用地対象となったため、手ごろな土地を探していたところ、土地の所 有者の承諾が得られたための申請となります。区分は売買による所有権の移転で す。

場所は玉造工業高校グラウンドの隣となります。

必要な書類も添付され、許可相当と調査してまいりました。ご審議よろしくお願い します。以上です。

議 長 必要書類も添付され許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議 ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、10項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、11項の調査員より調査の報告を求めます。

8 番 8番、古渡です。第11項の調査報告をいたします。

この案件には、根﨑委員、風間委員、内藤委員、推進委員の2人に同行していただ きました。

譲受人は行方市玉造甲に住む37歳の会社員の男性です。譲渡人は水戸市に住む7 8歳の会社員の男性です。

場所は玉造工業高校野球グラウンドから南へ50mぐらいのところです。

事業計画書、必要書類も添付され、許可相当と判断してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、必要書類も添付され許可相当ということでした。審議をお願いいた します。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、11項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、12項の調査員より調査の報告を求めます。

1 0 番 10番、本澤です。第12項の調査結果についてご報告いたします。

この調査には、清水・近藤両委員さん、そして大原・横田両推進委員さんのご協力 下、調査をしてまいりました。

なお、この案件は、2月の総会におきまして、皆様に農振除外で審議いただいた案件であります。

譲受人は市内小貫在住建設業を営む男性です。譲渡人も市内小貫在住農業を営む7 9歳の男性です。2人の関係は親子の関係にあります。

転用の理由として、規模拡大に伴いまして小貫2805-1の農地9,593平米のうちの1,000平米を賃貸借によりプレハブとかコンクリート製品などの資材 置場として転用したいとのことでした。

事業計画書、残高証明書の関係書類等もそろい、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 調査の結果は、必要書類もそろっており許可相当ということでした。審議をお願い いたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、12項は原案のとおり可決いたします。

(議案第41号)

議 長 次に、議案第41号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第41号 現況証明願について、下記のとおり証明願があったので提案する。 令和5年5月25日提出、行方市農業委員会長 髙塚利英。 案件につきましては、第1項から第3項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。

議 長 それでは、1項ごとに審議をいたします。

1項の調査員より調査の報告を求めます。

1 5 番 15番、郡司です。第1項の調査報告をいたします。

この案件については、古渡委員の協力をいただきました。

申請人は68歳行方市西蓮寺に在住し、農業兼会社員の方です。

申請事由については地目変更登記のための非農地証明の交付になります。

場所は西蓮寺のお寺の北側10mくらいのところになります。

昭和63年の頃から宅地として利用しており、農地に復元するのは困難と判断しました。非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いします。以上です。

議 長 調査の結果は、農地に戻すことは困難であるということでした。審議をお願いいた します。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 │ 異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定をいたします。

議 長 次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。

8 番 8番、古渡です。第2項の調査報告をいたします。

この案件には郡司委員に同行していただきました。

申請人は東京都八王子に住む男性です。

この土地は、25年もの間農作物を作っておらず山林化しているため、復元が難しいため交付相当と判断してまいりました。

場所は玉造大宮神社から南へ500mぐらい行ったところになります。

皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、農地に戻すことが困難ということです。審議をお願いいたします。 ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 | 異議なしと認め、2項は証明書を交付することに決定をいたします。

議 長 次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。

1 1 番 11番、風間です。3項の調査報告をします。

この調査は、根崎・内藤両委員さん、推進委員の関口・石田委員さんと共に調査してまいりました。

申請人は水戸市に在住の男性です。

申請事由は地目変更登記のための非農地証明の交付になります。

場所は旧現原小学校より東に200mほどのところになります。

45年以上前より宅地として利用していたそうです。

調査の結果、関係書類も添付され証明書の交付は妥当であると調査してまいりまし

た。ご審議よろしくお願いします。以上です。

議 長 調査の結果は、証明書の交付相当ということでした。審議をお願いいたします。ご 異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、3項は証明書を交付することに決定いたします。

(議案第42号)

議 長 議案第42号 「令和4年度推進委員等最適化活動の点検・評価」及び「最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価」についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第42号 「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」及び「最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価」について、下記のとおり提案する。令和 5年5月25日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。

> 資料につきましては、資料のナンバー1というものをご覧いただきたいと思いま す。かいつまんでの説明といたします。

> まず、最適化活動の実施状況でございますが、全員の活動日数のトータルは2,2 41日ということでございます。

> 次に、中段で成果目標の達成状況。まず、農地集積・集積率の達成状況ですが94.81%、それから遊休農地解消面積、こちらの達成状況ですが35.71%、それから新規参入所有者等からの同意を得た面積、こちらについては136.04%ということでございました。

次に、中段の右側です。自己の点検・評価というところですが、皆様の全員の意見をちょっと書くことができませんでしたので、多かったものについて記載をしているところであります。まず、コロナ禍で思いどおりの活動ができていなかった。それから、記録の習慣というのがちょっとまだまだ定着していないというような報告が多く挙げられておりました。また、活動はしているけれども、担い手探し、こういったものに大変苦慮しているというような意見が多く出されておりました。

全体としての評価ということで下のほうになりますけれども、成績結果ですが、こちらについては目標をやや下回る結果となったということでございます。

次に、ページを変わりまして真ん中辺ですけれども、推進委員等が最適化活動を行う日数、目標月当たり10日、こちらに対して月当たり実績が5.3日というような結果でございました。こちらについては、総会のほうで意見を出していただいて、それを取りまとめする必要がありますので、どうぞよろしくお願いいたします。説明は以上です。

議 長 それでは、先ほどの事務局からの説明につきましては、皆様からのご意見があれば お願いをいたします。

1 6 番 16番、椎名です。

稼働日数が今回の目標である月平均10日を下回る結果となっています。今後は、 より一層農地利用最適化活動の推進を図っていく必要があると思います。以上で

-14-

す。

議 長 そのほかご意見ございますか。

1 2 番 根本でございます。

集積率において、目標の38.19%を若干下回る結果となっています。今年度は、農地の集積に向けた活動を強化していきたいと考えております。以上です。

議 長 そのほか何かご意見ございますか。

それでは、ないようなので、皆様のご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」及び「最適 化活動の目標及び目標に対する点検・評価」については原案のとおり決定をしたい と思います。

(議案第43号)

議 長 次に、議案第43号 行方市農用地利用集積計画(中間管理事業)の決定について の件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第43 行方市農用地利用集積計画(中間管理事業)の決定について、下記のとおり決定求められたので提案する。令和5年5月25日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。

別紙資料2をご覧いただきたいと思います。

茨城県中間管理機構として中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公 社が中間管理権を取得する計画となります。 2 枚目、中間管理事業総括表で説明い たします。

新規設定、田が33件の57筆、12万3,303平米、畑が1件、2筆、1,8 37平米、合計34件59筆12万5,140平米となります。

次のページ、農用地利用集積計画一覧表におきまして、設定者、受ける者、土地、 期間、賃借料、契約年数が記載されております。ご確認いただきたいと思います。 以上です。

議 長 審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について は、原案のとおり決定といたします。

(議案第44号)

議 長 次に、議案第44号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画 案の意思決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 | 議案第44号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意

見決定について下記のとおり意見を求められたので提案する。令和5年5月25日 提出、行方市農業委員会長 高塚利英。

別紙資料ナンバー3をご覧いただきたいと思います。

令和5年5月8日付で行方市長より行方市農業委員会長あてに農用地利用集積等促進計画案に関わる意見を求められております。

計画案につきましては、計画案59筆12万5,140平米となります。詳細につきましては、次のページ一覧表でご確認をいただきたいと思います。以上です。

議長│審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の 意見決定については、原案のとおり決定といたします。

(報告第23号) (報告第24号)

(報告第25号) (報告第26号)

議長|次に、報告案件に入ります。

報告第23号 農地法6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について、報告第24号 農地法第3条3の第1項の規定による届出の受理について、報告第25号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第26号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、以上の報告案件について一括して事務局より説明願います。

事 務 局 報告第23号 農地法6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について下記のとおり報告する。令和5年5月25日提出、行方市農業委員会長 髙塚利 英。

別紙資料ナンバー4をご覧いただきたいと思います。

農地所有適格法人は、毎年事業年度終了後の3か月以内に事業の状況などを農業委員会に報告しなければならないこととなっております。今回は4月11日から5月10日までの1か月間に報告書を提出いただいたものにつきましてご報告いたします。

今回は1法人から報告がございました。農地所有適格法人は主に4つの要件がありまして、法人形態要件、農業従事要件、構成員議決要件、役員の農業従事要件がございますが、今回の提出のあった法人につきましては、この4つの要件を満たしておりますので、ご報告させていただきます。

続きまして、報告第24号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について下記のとおり報告する。令和5年5月25日提出、行方市農業委員会長 髙塚利英。

こちらにつきましては、相続により所有権を取得された方の届出の一覧となります。第1項から第4項までとなります。こちらも確認いただきたいと思います。

続きまして、報告第25号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理につ

-16-

いて下記のとおり報告する。令和5年5月25日提出、行方市農業委員会長 髙塚 利英。こちらは合意解約により賃借権を解約した通知があった一覧となります。第 1項から第8項までとなります。こちらもご確認をいただきたいと思います。

続きまして、報告第26号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について下記のとおり報告する。令和5年5月25日提出、行方市農業委員会長 髙塚利英。

こちらは、先月提出いただきました委員さんの活動記録簿を集計したものとなります。こちらも確認いただきたいと思います。以上です。

議 長 それでは、報告案件について質疑を求めます。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認めます。

(閉会宣告) 午後3時53分

議 長 これにて本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。よって、第6回 総会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。